

# 経 済 産 業 省

20171122貿局第2号  
輸出注意事項29第27号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成29年12月6日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

## 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

### 附 則

この通達は、平成30年1月22日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後				改 正 前			
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)				(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)		1	(略)	(略)	
	爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ～リ (略) 又 <u>反応材料であって、次のいずれかに該当する粉末（粒子の最大径が二五〇マイクロメートル未満のものに限る。）又は当該粉末からなる成型品</u>			爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ～リ (略) <u>(新設)</u>	

- (一) アルミ  
ニウム
- (二) ニオブ
- (三) ほう素
- (四) ジルコ  
ニウム
- (五) マグネ  
シウム
- (六) チタン
- (七) タンタ  
ル
- (八) タング  
ステン
- (九) モリブ  
デン
- (十) ハフニ  
ウム

注：イ 反応材料  
とは、高い  
せん断速度  
でのみ発熱  
反応を発生  
させ、弾頭  
のライナー  
又は外殻と  
して使用す  
るために設  
計されたも  
のをいう。

ロ 粉末とは  
、例えば、  
高エネルギー  
ボールミ  
ルによる粉  
砕過程を経

	<u>て製造されたものをいう。</u> <u>ハ 成型品とは、選択的レーザー焼結で製造されたものをいう。</u>				
(略)	(略)		(略)	(略)	
火薬類	(略)	<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの</u> <u>ロ 自動車用エアバッグガス発生器であって、民生用自動車に用いるもの</u> <u>ハ 自動車用シートベルト引張り固定器であって、民生用自動車に用いるもの</u> <u>ニ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）第1条の4第七号</u>	火薬類	(略)	<u>(新設)</u>

に規定する経済産業大臣が指定するもの（平成二十四年経済産業省告示第十四号）であつて、次に掲げるもの

（一）自動車

に用いる火工品、自動車用シートベルト引張り固定器に用いるL字型ガス発生器及び自動車用エアバッグガス圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器であつて、民生用自動車に用いるもの

（二）宇宙産

業用又は航空機工業用のワイヤカッタであつて、民生用のもの

ホ 施行規則第1条の5第一号に

		<u>規定するがん具用煙火</u> <u>へ 施行規則第1条の5第六号に規定する緊急保安炎筒であって、民生用自動車に用いるもの</u>			
		(削る)	(削る)		<u>産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品を含む</u> <u>。</u> <u>イ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第一号に規定されているがん具用煙火</u> <u>ロ 火薬類取締法施行規則第1条の5第六号に規定されている緊急保安炎筒（民生用自動車に用いるものに限る。）</u> <u>ハ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
2	(略)	(略)		2	(略)

細粒ステンレス鋼	米国自動車技術者協会（SAE）規格300番台型ステンレス鋼であって、オーステナイト結晶粒度で粒度番号5以上のステンレス鋼又はこれと同等のものをいう。
(略)	(略)
数値制御	数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる。）を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。（国際規格ISO2382（2015）参照）
(略)	(略)
輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。（国際規格ISO2806（1994）参照）
(略)	(略)
3	(略)
N・N-ジア ルキルアミノ エタン-2- チオール（ア ルキル基の炭 素数が3以下	<u>2-ジイソプロピ ルアミノエタンチ オール</u> を含む。

細粒ステンレス鋼	300番台型ステンレス鋼であって、オーステナイト結晶粒度で粒度番号5以上のステンレス鋼又はこれと同等のものをいう。
(略)	(略)
数値制御	数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる。）を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。（国際規格ISO2382参照）
(略)	(略)
輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。（国際規格ISO2806-1980最新版参照）
(略)	(略)
3	(略)
N・N-ジア ルキルアミノ エタン-2- チオール（ア ルキル基の炭 素数が3以下	<u>2-ジイソプロピ ルアミンエタンチ オール</u> を含む。

	であるものに 限る。)及び そのプロトン 化塩類	
	(略)	(略)
	内容物と接触 する <u>全ての部 分</u>	<u>内容物の漏れ防止のために用いられる 交換可能な部分（ガスケット、パッキ ング、ねじ、シール、ワッシャー等を いう。）以外で内容物と接触する全て の部分</u> をいう。
	(略)	(略)
	閉止部分	(略)
	<u>貨物等省令第 2条第2項第 七号中のケー シング</u>	<u>弁箱（別名ボディともいう。）をいう 。</u>
	<u>貨物等省令第 2条第2項第 七号中のケー シングライナ ー</u>	<u>ケーシングと共に弁の部分品として用 いられ、ケーシングを内容物と接触さ せないためのものをいう。</u>
	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	コノトキシシ	(略)
	<u>志賀毒素</u>	<u>別名志賀様毒素又はベロ毒素（v e r</u>

	であるものに 限る。)及び そのプロトン 化塩類	
	(略)	(略)
	内容物と接触 する <u>すべての 部分</u>	<u>交換可能な部分（ガスケット、パッキ ング、ねじ、シール、ワッシャー等を いう。）以外で内容物と接触する全て の部分</u> をいう。
	(略)	(略)
	閉止部分	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	コノトキシシ	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>



	<u>otoxins及びverocytotoxinsをいう。)</u> ともいう。
ジアセトキシ スシルペノール 毒素	(略)
<u>ビスカミン</u>	<u>別名ビスカムアルBUMレクチンともい う。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)
物理的封じ込 めに用いられ る装置	(略)
<u>P三又はP四</u>	<u>別名BL三若しくはBL四又はL三若 しくはL四ともいう。</u>
<u>P三又はP四 の装置</u>	<u>WHOの実験室バイオセーフティ指針 (Laboratory Biosaf ety Manual)で定めるバ イオセーフティレベルがP三又はP四 の設計及び設備の基準を全て満たして いる装置(実験室であって、定置され るもの又はトレーラーにより移動が可 能なものをいう。)をいう。</u>
(略)	(略)

ジアセトキシ スシルペノール 毒素	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>ベロ毒素及び 志賀毒素様リ ボゾーム不活 化蛋白質</u>	<u>verotoxin and shi ga-like ribosome in inactivating p roteinsをいう。</u>
(略)	(略)
物理的封じ込 めに用いられ る装置	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)

クロスフロー  
ろ過用の装置

(略)

次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたものを除く。

イ 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの

ロ 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの

ハ 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にならざる構造になっているもの

クロスフロー  
ろ過用の装置

(略)

次のいずれかに該当するものを除く。

イ 血液の浄化を行うために専用に設計したもの

ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたもの

(一) 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの

(二) 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの

(三) 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にあ

							りかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にない過構造になっているもの
	(略)	(略)		(略)	(略)		
4	(略)	(略)		4	(略)	(略)	
	ヒドラジンの誘導体	非対称ジメチルヒドラジン、モノメチルヒドラジン、硝酸ヒドラジン（硝酸ヒドラジニウム）、トリメチルヒドラジン、テトラメチルヒドラジン、N・N-ジアリルヒドラジン、アリルヒドラジン、エチレンジヒドラジン、モノメチルヒドラジン二硝酸塩、非対称ジメチルヒドラジン硝酸塩、アジ化ヒドラジニウム、 <u>1・1-アジ化ジメチルヒドラジニウム</u> 、 <u>1・2-アジ化ジメチルヒドラジニウム</u> 、ジイミドしゅう酸ジヒドラジン、2-ヒドロキシエチルヒドラジン硝酸塩、過塩素酸ヒドラジニウム（過塩素酸ヒドラジン）、二過塩素酸ヒドラジニウム、メチルヒドラジン硝酸塩、 <u>1・1-ジエチルヒドラジン硝酸塩</u> 、 <u>1・2-ジエチルヒドラジン硝酸塩</u> 及び1・4-ジヒドラジ			ヒドラジンの誘導体	非対称ジメチルヒドラジン、モノメチルヒドラジン、硝酸ヒドラジン（硝酸ヒドラジニウム）、トリメチルヒドラジン、テトラメチルヒドラジン、N・N-ジアリルヒドラジン、アリルヒドラジン、エチレンジヒドラジン、モノメチルヒドラジン二硝酸塩、非対称ジメチルヒドラジン硝酸塩、アジ化ヒドラジニウム、 <u>アジ化ジメチルヒドラジニウム</u> 、ジイミドしゅう酸ジヒドラジン、2-ヒドロキシエチルヒドラジン硝酸塩、過塩素酸ヒドラジニウム（過塩素酸ヒドラジン）、二過塩素酸ヒドラジニウム、メチルヒドラジン硝酸塩、 <u>ジエチルヒドラジン硝酸塩</u> 及び1・4-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩（3・6-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩）をいう。	

	ノテトラジン硝酸塩（3・6-ジヒドロラジノテトラジン硝酸塩）をいう。
(略)	(略)
フェロセン誘導体	カトセン、エチルフェロセン、 <u>n-プロピルフェロセン</u> 、 <u>イソプロピルフェロセン</u> 、 <u>n-ブチルフェロセン</u> 、ペンチルフェロセン、ジシクロペンチルフェロセン、ジシクロヘキシルフェロセン、ジエチルフェロセン、ジプロピルフェロセン、ジブチルフェロセン、ジヘキシルフェロセン、アセチルフェロセン、1, 1'-ジアセチルフェロセン、フェロセンカルボン酸、1, 1'-フェロセンジカルボン酸、ブタセン及びロケットの推進薬として使えるその他のフェロセン誘導体を含む（芳香族フェロセン誘導体を除く。）。

(略)	(略)
フェロセン誘導体	カトセン、エチルフェロセン、 <u>プロピルフェロセン</u> 、 <u>n-ブチルフェロセン</u> 、ペンチルフェロセン、ジシクロペンチルフェロセン、ジシクロヘキシルフェロセン、ジエチルフェロセン、ジプロピルフェロセン、ジブチルフェロセン、ジヘキシルフェロセン、アセチルフェロセン、1, 1'-ジアセチルフェロセン、フェロセンカルボン酸、1, 1'-フェロセンジカルボン酸、ブタセン及びロケットの推進薬として使えるその他のフェロセン誘導体を含む（芳香族フェロセン誘導体を除く。）。

<u>ゲル状の推進薬</u>	<u>燃料又は酸化剤の調合物であって、ケイ酸ナトリウム、カオリン（粘土）、炭素又は任意の高分子ゲル化剤等のゲル化剤を使用するものをいう。</u>
(略)	(略)
貨物等省令第3条第十一号イ中のフィラメントワインディング装置、ファイバースプレースメント装置又はトウプレースメント装置	(略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状のものをいう。 <u>完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</u>
貨物等省令第3条第十一号ロ中のテープレイング装置	(略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状のものをいう。 <u>完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</u>
(略)	(略)
安定性	(略)
<u>貨物等省令第3条第十七号</u>	<u>位置情報等を調整後、外部の参照情報によらず機首方位又は位置を決定し、</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
貨物等省令第3条第十一号イ中のフィラメントワインディング装置、ファイバースプレースメント装置又はトウプレースメント装置	(略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状のものをいう。 <u>(固定するための熱融着パウダーでコーティングしたものを含む。)</u>
貨物等省令第3条第十一号ロ中のテープレイング装置	(略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状のものをいう。 <u>(固定するための熱融着パウダーでコーティングしたものを含む。)</u>
(略)	(略)
安定性	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	へ中の加速度計又はジャイロスコープを用いた装置	又は維持するために速度及び方角の変化を計測する加速度計又はジャイロスコープを組み込んでいるものをいう。			
	(略)	(略)		(略)	(略)
5	(略)	(略)	5	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第四号ロ中のテープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの	次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。 イ 1本以上のフィラメントバンド（幅が <u>25.4</u> ミリメートルを超え、 <u>304.8</u> ミリメートル以下のものに限る。）を位置決めし、及びラミネートできるもの ロ (略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、 <u>熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</u>		貨物等省令第4条第四号ロ中のテープを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもの	次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。 イ 1本以上のフィラメントバンド（幅が <u>25</u> ミリメートルを超え、 <u>305</u> ミリメートル以下のものに限る。）を位置決めし、及びラミネートできるもの ロ (略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	貨物等省令第4条第四号ト中のトウを位置決めし、及びラミネートする作業を行	次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。 イ 1本以上のフィラメントバンド（幅が <u>25.4</u> ミリメートル以下のものに限る。）を位置決めし、及びラミネートできるもの		貨物等省令第4条第四号ト中のトウを位置決めし、及びラミネートする作業を行	次のイ及びロに該当する能力を有するものをいう。 イ 1本以上のフィラメントバンド（幅が <u>25</u> ミリメートル以下のものに限る。）を位置決めし、及びラミネートできるもの

うもの	ロ (略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。 <u>完全又は部分的に樹脂を含浸したフィラメントバンドには、熱接着性のドライパウダーでコーティングしたものを含む。</u>
(略)	(略)
スプラットク ェンチ法	溶融した金属流を冷却した <u>固体</u> にぶつけることにより急速固化して薄片状の製品にする方法をいう。
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>セラミックの材料となる前駆物質</u>	<u>炭化けい素、窒化けい素又はけい素、炭素及び窒素からなるセラミックの製造に使用するための重合体又は有機金</u>

うもの	ロ (略) 注：フィラメントバンドとは、繊維に完全又は部分的に樹脂を含浸したプリプレグであって、単一で連続したテープ状又は繊維状若しくは織布状のものをいう。
(略)	(略)
スプラットク ェンチ法	溶融した金属流を冷却した <u>固体</u> にぶつけることにより急速固化して薄片状の製品にする方法をいう。
(略)	(略)
<u>セラミックの半製品</u>	<u>原料粉末をバインダー等の添加材を加え粒度調整、混練加工又は造粒加工したもの、及びプレス、鋳込み、射出、押出、ドクターブレード等の方法で成形された焼結前の製品をいう。</u>
<u>一次製品</u>	<u>焼結工程をへて製造された板、条、帯、棒、素管、管、線材、線、円盤、球、粒をいう。</u>
<u>ほう化物</u>	<u>複合ほう化物を含む。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

		属化合物をいう。			
	(略)	(略)		(略)	(略)
6	<u>貨物等省令第5条第一号イ中の内輪、外輪及び転動体</u>	<u>イ 内輪及び外輪とは、国際規格ISO 5593：1997で定める一列以上の軌道を持つラジアル軸受の環状の部品をいう。</u> <u>ロ 転動体とは、国際規格ISO 5593：1997で定める両軌道の間を転がる玉又はころをいう。</u>		6	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>パラレルメカニズムのもの</u>	<u>プラットフォーム及びアクチュエーター（各アクチュエーターは、各ロッドに対し同時、かつ、独立して作動する。）と結合している複数のロッドを有する工作機械をいう。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
7	(略)	(略)		7	(略)
	集積回路	<u>(削る)</u>		集積回路	<u>モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路（集積回路を組み合わせたもの又は集積回路と回路素子若しくは個別部品を組み合わせて、特定の機能を行うように相互に接続したものであって、カ</u>



プセル封じをしていないデバイスを1以上含むもので、通常の集積回路の製造方法を用いて相互接続されているもので、一体として交換可能なもので、かつ、分解することが可能なものをいう。  
)、マルチチップ集積回路（同一基板上にモノリシック集積回路を複数搭載したものをいう。）、膜形集積回路（厚膜又は薄膜の堆積によって、絶縁基板上に回路素子及び金属相互接続のアレイを形成したものをいい、シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路（半導体ダイの集合体であって、ダイ同士が積み重ねられており、ダイ間を配線するために、少なくとも1つ以上のダイを貫通している



	めのインターフェースをいう。)、 <u>基板、ダイ又は層を完全に貫通するビアを有するものをいう。</u>
<u>モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>マイクロ波又はミリ波の周波数で作動するモノリシック集積回路をいう。</u>
(略)	(略)
<u>貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びルからワまでの集積回路</u>	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びルからワまでに基づいて判定するものとする。
	(略)
(略)	(略)
<u>貨物等省令第6条第一号ホ</u> (一) 中のアナログデジタル変換用のもの	貨物等省令第6条第一号ホ (一) 中のアナログデジタル変換用のもの (以下、「ADC」という。) については、以下のとおりとする。 イ～ホ (略) へ 出力速度は、サンプリングレート、変換レート又はスループットレ

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
<u>貨物等省令第6条第一号ハからチまで、ル及びワの集積回路</u>	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハからチまで、ル又はワに基づいて判定するものとする。
	(略)
(略)	(略)
<u>貨物等省令第6条第一号ホ</u> (一) 中のアナログデジタル変換用のもの	貨物等省令第6条第一号ホ (一) 中のアナログデジタル変換用のもの (以下、「ADC」という。) については、以下のとおりとする。 イ～ホ (略) へ 出力速度は、サンプリングレート、変換レート又はスループットレ

	トともいい、メガヘルツ (MHz) <u>メガワード毎秒</u> 又は <u>メガサンプル毎秒 (MSPS)</u> で表示される。 ト 出力速度の計測について、1秒当たりの <u>1サンプル</u> は、1ヘルツ又は <u>1出力ワード毎秒</u> に相当する。 チ・リ (略)
(略)	(略)
デジタルアナログ変換クロック周波数	(略)
<u>貨物等省令第6条第二号イ及びロ中の真空電子デバイス</u>	<u>真空回路における電磁波の伝搬又は無線周波数空洞共振器を使用した電子ビームの相互作用を基礎とした電子デバイスをいう。</u>
(略)	(略)
宇宙用に設計した	(略)
<u>デュアルモード</u>	<u>真空電子デバイスのビーム電流がグリッドを使用することで意図的に連続モードとパルスモードとの間で切り換えることが可能なものであって、最大パルス出力が連続波出力よりも大きいものをいう。</u>
<u>熱電子陰極</u>	<u>固体を加熱することで電子を放出させる陰極をいう。</u>

	トともいい、メガヘルツ (MHz) 又は <u>メガサンプル毎秒 (MSPS)</u> で表示される。 ト 出力速度の計測について、1秒当たりの <u>1出力ワード</u> は、1ヘルツ又は <u>1サンプル毎秒</u> に相当する。 チ・リ (略)
(略)	(略)
デジタルアナログ変換クロック周波数	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
宇宙用に設計した	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>含浸形陰極</u>	<u>多孔質の金属体 (タングステン等) に電子放射物質を含浸させた陰極をいう。(この陰極の電子放射面に金属薄膜</u>

<u>モノリシック マイクロ波集 積回路増幅器</u>	(略)	
(略)	(略)	
<u>マイクロ波用 固体増幅器（ ハに該当する モノリシック マイクロ波集 積回路増幅器 を除く。）又 はこれを含む 組立品若しく はモジュール （カに該当す る送受信モジ ュール及び送 信モジュール を除く。）</u>	(略)	
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	
(略)	(略)	
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	

	<u>をコートしたものを含む。)</u>	
<u>マイクロ波用 モノリシック 集積回路を用 いた電力増幅 器</u>	(略)	
(略)	(略)	
<u>マイクロ波用 固体増幅器又 はマイクロ波 用固体増幅器 を含む組立品 若しくはモジ ュール</u>	(略)	
<u>貨物等省令第 6条第二号ホ に掲げる貨物</u>	<u>送受信モジュール 及び送信モジ ュールを含む。</u>	
(略)	(略)	
<u>貨物等省令第 6条第二号ホ （六）3中の</u>	<u>動作帯域幅の下限が2.7ギガヘルツ 以下に及ぶ場合、最小動作周波数とし て2.7ギガヘルツを用いるものとす</u>	

(略)	(略)
周波数シンセサイザー	(略)
<u>送受信モジュール</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子装置をいう。</u>
<u>送受信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>
<u>送信モジュール</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる電子装置をいう。</u>
<u>送受信モジュール又は送信モジュール</u>	<u>貨物等省令第6条第二号カの規定は、放熱板の有無にかかわらず送受信モジュール又は送信モジュールを規制する。また、貨物等省令第6条第二号カ(三)における平面のいずれかの辺の長さには、送受信モジュール又は送信モジュールの放熱板として機能する部分を含まない。</u>
<u>送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる送信用モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>

<u>最小動作周波数</u>	<u>る。</u>
(略)	(略)
周波数シンセサイザー	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<u>送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>送信又は送受信チャンネルと同数の集積化された放射アンテナ素子を持つ場合も持たない場合もある。</u>
<u>貨物等省令第6条第二号カ(三)中の計算式</u>	<p><u>動作帯域幅の下限が2.7ギガ以下に及ぶ場合、最小動作周波数として2.7ギガヘルツを用いるものとする。</u></p> <p><u>次の式を満たすものとする。</u></p> $d [cm] \leq 15 \times N / f [GHz]$ <p><u>d : 平面のいずれかの辺の長さをセンチメートル (cm) で表した値</u>  <u>N : 一つの辺に並べられた送信又は送受信のチャンネル数</u>  <u>f : ギガヘルツ (GHz) で表した最小動作周波数</u></p>
<u>貨物等省令第6条第二号カ中のチャンネル</u>	<u>平面に並べられた複数の送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路の任意の固体をいう。</u>
(略)	(略)
Ⅲ－Ⅴ族化合物	(略)

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
Ⅲ－Ⅴ族化合物	(略)

		(削る)			
<u>窒化ガリウム</u> <u>、窒化インジウムガリウム</u> <u>、窒化アルミニウムガリウム</u>	これらの化合物における元素（窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、 <u>燐及び砒素</u> ）の順番を問わない。			(新設)	<u>窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウム（これらの化合物における元素（窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、燐）の順番を問わない。）のP型エピタキシャル層を1層以上有する基板であって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。</u>
				(新設)	(新設)



	<p>ム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウム</p>				
	(略)	(略)		(略)	(略)
8	(略)	(略)		8	(略)
	デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタ	<p><u>デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために特別に設計されたものをいう。</u></p>	(略)		デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタ
					(新設)
					(略)

	ル電子計算機の附属装置	
	(略)	(略)
	貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	(略)
		<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
		<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
	貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の	<u>他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号までのいずれかに基づいて判定するものとする。</u>

	ル電子計算機の附属装置	
	(略)	(略)
	貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	(略)
		<u>デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が12.5実効テラ演算を超えないものに特別に設計された部分品を除く。</u>
	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>コヒーレント搬送方式</u>	<u>搬送波レーザーに同期させるために受信側に光局部発振器を使用した方式をいう。</u>
		<u>ホモダイン方式、ヘテロダイン方式又はイントラダイン方式を含む。</u>
	(略)	(略)
	貨物等省令第8条第九号から第十号まで又は第十二号	<u>(新設)</u>

装置若しくはシステム又はその部分品	<u>(削る)</u>	貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から <u>第十一号までの</u> いずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。
-------------------	-------------	--

<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
-------------	-------------

の規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。 <u>他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十号まで又は第十二号のいずれかに基づいて判定するものとする。</u>	貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から <u>第十号まで又は第十二号の</u> いずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。
------------------------	--	---

貨物等省令第8条第九号中の操作、管理又は保守	<p>次のいずれか一つ以上に該当する作業をいう。</p> <p>イ <u>次のいずれかの確立又は管理</u></p> <p>(一) <u>使用者又は管理者のアカウント又は権限</u></p> <p>(二) <u>ある貨物又はあるプログラムの設定</u></p> <p>(三) <u>(一)又は(二)を支援するための認証データ</u></p> <p>ロ <u>ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理</u></p> <p>ハ <u>イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理</u></p> <p>注：操作、管理又は保守には、次に掲げる<u>いずれかの作業又はそれらに関連する鍵管理機能は含まない。</u></p> <p>1 <u>イ(一)又は(二)を支援するための認証データの確立又は管理</u></p>
------------------------	---

暗号機能有効化の手段	製造者により提供される安全な仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものをいう。）によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。）。	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

	<u>に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上</u> <u>2 ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの</u>	
暗号機能有効化の手段	製造者により提供される安全な仕組み（使用者が暗号機能を有効化する若しくは使用可能にすることができるよう、装置若しくはソフトウェアと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはソフトウェアのために顧客と一対一で対応するものに限る。）によって、使用者が暗号機能を有効化する又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。）。	
	<u>貨物等省令第8条第九号イ中のへ若しくははりからツまでのいずれかに該当するもの</u>	<u>へ若しくはりからツまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した暗号機能を実現するための部分品を含む。</u>
	<u>貨物等省令第8条第九号ロからホまでのタ又はレに該当するもの</u>	<u>タ又はレに掲げる装置に使用するように特別に設計した暗号機能を実現するための部分品</u>

<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
		<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

	<u>を含む。</u>	
<u>暗号処理</u>	<u>情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換を行う処理をいう。(秘匿パラメーターを用いた情報の変換に限る。)</u>	
		<u>固定式（符号化又はデータ圧縮のアルゴリズムが外部からのパラメーターを受け入れず、かつ、使用者によって変更できないもの）データ圧縮及び符号化を除く。</u>
<u>認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行</u>	<u>認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のための暗号機能には、関連する鍵管理機能を含む。また、認証のための暗号機能には、パスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全て</u>	

対称アルゴリズム	暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。
<u>対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの</u>	<u>奇偶検査のため付加されるパリティビットは含まない。</u>
<u>これと同等の非対称アルゴリズム</u>	<p><u>アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基づく非対称アルゴリズム（暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。）をいう。</u></p> <p><u>(一) 五一二ビットを超える整数の素因数分解（RSA方式を含む。）</u></p> <p><u>(二) 有限体上の乗法群における五一二ビットを超える離散対数の計算（有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。）</u></p> <p><u>(三) (二)に規定するもの以外の群における一一二ビットを超える離散対数の計算（楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。）</u></p>
<u>データの機密性確保のための暗号機能</u>	<u>デジタル方式の暗号処理（情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換（秘匿パラメータを用いた情報の変換に限る。）を行う処理をいう。固定式（符号化又はデータ圧縮のア</u>

	<u>のアクセス制御機能を含む。</u>
対称アルゴリズム	暗号化と復号化の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>非対称アルゴリズム</u>	<u>暗号化と復号化に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

ルゴリズムが外部からのパラメーターを受け入れず、かつ、使用者によって変更できないもの)の符号化及びデータ圧縮を除く。)を行うもののうち、次のイからトのいずれかのため以外の暗号機能をいう。

イ 認証（使用者、プロセス又は機器の妥当性を確認すること（例えば、情報システムのリソースへのアクセスを許可するために妥当性を確認すること）をいう（メッセージその他情報の発信元又は内容の妥当性を確認すること及びパスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全てのアクセス制御機能を含む）。

ロ デジタル署名

ハ データ完全性

ニ 否認防止

ホ デジタル著作権管理（複製することを防止されたプログラムの実行を含む。）

ヘ 娯楽施設若しくは装置の有する機能であるもの、商業放送又は医療用の記録管理のために行われる暗号化又は復号

ト イからへまでのいずれかに該当する機能を支援するための鍵管理機能

暗号機能有効化の手段を用いないで使用

暗号機能有効化の手段を用いないで使用者による暗号機能の使用が可能であるものをいう。

（新設）

（新設）

<u>することができるもの</u>		
<u>情報システムのセキュリティ管理機能</u>	<u>情報又は通信のアクセス性、機密性又は完全性を保証するための全て的手段及び機能（誤作動を防ぐための手段及び機能を除く。）をいい、暗号処理（情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換（秘匿パラメータを用いた情報の変換に限る。）を行う処理をいい、固定式（符号化又はデータ圧縮のアルゴリズムが外部からのパラメータを受け入れず、かつ、使用者によって変更できないもの）の符号化及びデータ圧縮を除く。）、暗号機能有効化の手段、暗号解析（秘密の変数又は平文を含む機密データを抽出するために暗号システム又はその入出力を解析するものをいう。ISO 7498-2-1988 (E), paragraph 3.3.18を含む。）、信号の漏えい防止、コンピューターの安全性を確保するための手段及び機能を含む。</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>アルゴリズムの安全性が整数の素因数分解の有する困難性に基づくもの</u>	<u>RSA方式を含む。</u>	
<u>アルゴリズムの安全性が有</u>	<u>有限体上のDif</u> <u>fie-Hell</u>	



			<u>限体上の乗法群における離散対数の計算の有する困難性に基づくもの</u>	<u>m a n方式を含む。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>暗号解析を行うように設計したもの</u>	<u>リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能（平文、パスワード又は暗号鍵を含む、秘密の変数又は機密データを抽出するために暗号の仕組みを解読するよう設計された機能。）を実行するように設計したものを含む。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>量子暗号</u>	<u>物理システムの量子力学的特性（量子力学、量子場理論又は量子電気力学によって明確に規律された物理特性を含む。）を測定することにより、暗号用の共有鍵を確立させるための一連の技術をいう。量子鍵配布（QKD）ともいう。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>アルゴリズムの安全性が2に規定するもの以外の群における離散対数の計算の有</u>	<u>楕円曲線上のD i f f i e - H e l l m a n方式を含む。</u>

スマートカード	<u>スマートカードの形状は問わない。</u>	
	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

<u>する困難性に 基づくもの</u>		
スマートカード	<u>マイクロ回路を含んでおり、ある特定の用途のためにプログラムされており、使用者によって、それ以外の用途のためにプログラムの変更ができないものに限る。また、複数の暗号機能を有する場合は、その機能毎に評価しなければならない。</u>	
	<u>あらゆる形状のものを含む。</u>	
<u>個人情報</u>	<u>特定の個人又は団体に係る情報であって、認証に用いられるもの又は金銭債権に係るもの若しくはその他これに類するものを含む。</u>	
<u>決済</u>	<u>料金の徴収若しくは精算又はクレジット業務を含む。</u>	
(略)	(略)	
<u>貨物等省令第8条第九号ヨ(一)中の当該暗号機能を使用することができないもの</u>	<u>使用者によって当該暗号機能を使用することができないものをいう。</u>	

<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>貨物等省令第八号第九号イ(十二)及び(十三) 二三中の操作、管理又は保守</u>	<u>次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、ニ若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。</u> <u>イ 次のいずれかの確立又は管理</u> <u>(一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限</u> <u>(二) ある貨物又はあるプログラムの設定</u> <u>(三) (一) 又は (二) を支援するための認証データ</u> <u>ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理</u> <u>ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理</u> <u>ニ イ (一) 又は (二) を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上</u> <u>ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの</u>

<u>の</u>	
<u>貨物等省令第八号第九号ヨ(二) 中の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ使用可能となるもの</u>	<u>暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ使用者による暗号機能の使用が可能になるものをいう。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー	(略)
量子暗号	物理システムの量子力学的特性（量子力学、量子場理論又は量子電気力学によって明確に規律された物理特性を含む。）を測定することにより、暗号用の共有鍵を確立させるための一連の技術をいう。量子鍵配布（QKD）ともいう。
(略)	(略)
盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	物理層（OSI参照モデル（ISO/IEC7498）のレイヤー1を含む。）で盗聴の検知機能を実現するものに限る。
暗号解析機能	平文、パスワード又は暗号鍵を含む、秘密の変数又は機密データを抽出するために暗号の仕組みを解読するよう設計された機能をいう。
貨物等省令第8条第十二号中の設計用の装置、製造用の装置又は評価若しくは検証するための測定装置	(略)

汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	物理層で盗聴の検知機能を実現するものに限る。
(新設)	(新設)
貨物等省令第8条第十三号中の設計用の装置、製造用の装置又は評価若しくは検証するための測定装置	(略)

	(略)	(略)		(略)	(略)
10	(略)	(略)	10	(略)	(略)
	貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	(略)		貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	(略)
		次のいずれかに該当するものを除く。 。イ・ロ (略) ハ フォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当するものに限る。)を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの (一) (略) (二) 次の1から4までの <u>全て</u> に該当するもの 1 最小水平瞬時視野又は最小垂直瞬時視野が10ミリラジアン以上のもの			次のいずれかに該当するものを除く。 。イ・ロ (略) ハ フォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当するものに限る。)を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの (一) (略) (二) 次の1から4までの <u>すべて</u> に該当するもの 1 最小水平瞬時視野又は最小垂直瞬時視野が <u>1画素当たり10</u> ミリラジアン以上のもの

		2～4 (略) (三) (略) ニ (略)
(略)	(略)	
貨物等省令第9条第十三号中の船舶航行サービス	航空機(11の「航空機」の解釈に同じ。)のための航空交通管制と類似の、船舶航行の監視及び管制サービスをいう。	
周波数ホッピング	9の「周波数ホッピング」の解釈に同じ。	
(略)	(略)	
11	(略)	
安定性	安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差(1シグマ)をいい、時間の関数として表される。 注：安定性は、公称測定時間と一致した積分周期(すなわち、サンプル時間)で、アラン分散ノイズ解析で算出された値で評価することも可能である。 公称測定時間には、アラン分散ノイズ解析が、不安定になる点を超えてレートランダムウォーク又はレートランプの分布範囲に入ると公称測定時間と一致した積分周期から推定することを含む(IE	

		2～4 (略) (三) (略) ニ (略)
(略)	(略)	
貨物等省令第9条第十三号中の船舶航行サービス	航空機のための航空交通管制と類似の、船舶航行の監視及び管制サービスをいう。	
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
11	(略)	
安定性	安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差(1シグマ)をいい、時間の関数として表される。 (新設)	

		<u>EE Std 952-1997 (R2008) 参照</u> 。 <u>アラン分散ノイズ解析は、MEMS ジャイロスコープの特性を示すために使用され、また、リングレーザージャイロスコープ (RLGs) 及び光ファイバージャイロスコープ (FOGs) のような他のジャイロスコープにも適用される</u>			
	(略)	(略)		(略)	(略)
	貨物等省令第10条第三号中の慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置	<u>4の「貨物等省令第3条第十七号へ中の加速度計又はジャイロスコープを用いた装置」の解釈に同じ。</u>		貨物等省令第10条第三号中の慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置	<u>位置情報等を調整後、外部の参照情報によらず機首方向又は位置を決定・維持するために、速度及び方角の変化を計測する加速度計又はジャイロスコープを組み込んでいるものをいう。</u>
		(削る)			<u>姿勢方位基準装置 (AHRSs)、ジャイロコンパス、慣性測定ユニット (IMUs)、慣性航法システム (INSs)、慣性参照システム (IRSs)、慣性参照ユニット (IRUs) を含む。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
12～15	(略)	(略)		12～15	(略)

(口) ~ (二) (略)	(口) ~ (二) (略)
(8) (略)	(8) (略)
2 ~ 1 2 (略)	2 ~ 1 2 (略)
別表第 1 ~ 別表第 7 (略)	別表第 1 ~ 別表第 7 (略)